

（別紙２）

施設入所サービスをご利用するにあたって

（令和６年８月１日現在）

１．介護保険被保険者証の確認

ご利用ご希望者の介護保険被保険者証および介護保険負担割合証を確認させていただきます。

２．介護老人保健施設入所サービスの概要

本施設のサービスは、どのような介護サービス等を提供すればご家庭に帰っていただけるかという施設サービス計画に基づきサービスが提供されます。この計画は、ご利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されます。その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、当該計画の内容について同意をいただく運びとなります。

３．医療行為

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者の方を対象としています。医師・看護職員が、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。但し、本施設は医療機関ではないため、検査・処置等への対応に限りがあります。必要に応じ、他医療機関との連携を適宜行います。

４．介 護

自立生活支援に基づいた日常生活援助を行います。また、施設サービス計画に基づいた個別サービスを実施します。

５．リハビリテーション

理学療法士等のリハビリテーションは、原則２Ｆ機能訓練室で実施いたします。但し、状態に応じこれ以外においても実施いたします。また、施設生活全般を生活リハビリテーション、社会リハビリテーション等と位置付けております。

６．栄養管理

心身の状態の維持・改善の礎となる栄養管理サービスを提供します。

７．生活サービス

本施設入所中、明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常にご利用者の立場に立って運営していきます。

8. 記録

- ① 本施設は、施設サービスの提供に関する記録を作成し、5 年間は保管します。
- ② ご利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。
ただし、家族等（ご利用者の代理人を含む）に対しては、ご利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

9. 施設サービス、その他の利用料金

(1) 基本料金

施設利用基本料金

要介護認定による要介護の程度および所得によって利用料が異なります。

以下は1日あたりの基本料金自己負担分です。(地域区分単価 10.45 円)

入所（従来型個室）

要介護1	750 円(1 割負担) / 1,499 円(2 割負担) / 2,248 円(3 割負担)
要介護2	798 円(1 割負担) / 1,595 円(2 割負担) / 2,393 円(3 割負担)
要介護3	866 円(1 割負担) / 1,731 円(2 割負担) / 2,596 円(3 割負担)
要介護4	923 円(1 割負担) / 1,846 円(2 割負担) / 2,769 円(3 割負担)
要介護5	974 円(1 割負担) / 1,948 円(2 割負担) / 2,922 円(3 割負担)

入所（多床室）

要介護1	829 円(1 割負担) / 1,657 円(2 割負担) / 2,486 円(3 割負担)
要介護2	881 円(1 割負担) / 1,762 円(2 割負担) / 2,643 円(3 割負担)
要介護3	949 円(1 割負担) / 1,898 円(2 割負担) / 2,847 円(3 割負担)
要介護4	1,004 円(1 割負担) / 2,008 円(2 割負担) / 3,013 円(3 割負担)
要介護5	1,058 円(1 割負担) / 2,115 円(2 割負担) / 3,173 円(3 割負担)

- ※ 入所後30日間に限り初期加算として32円/日(1割負担)または63円/日(2割負担)または95円/日(3割負担)が加算されます。
- ※ 栄養ケア計画に従い栄養ケアの充実を図り、情報を厚労省に提出しフィードバック情報を活用した場合、栄養マネジメント強化加算12円/日(1割負担)または23円/日(2割負担)または35円/日(3割負担)が加算されます。
- ※ 施設利用料に夜勤職員配置加算26円/日(1割負担)または51円/日(2割負担)または76円/日(3割負担)が加算されます。
- ※ 介護福祉士の配置割合等に応じて施設利用料にサービス提供体制強化加算(Ⅰ)23円/日(1割負担)または46円/日(2割負担)または69円/日(3割負担)、当加算(Ⅱ)19円/日(1割負担)または38円/日(2割負担)または57円/日(3割負担)のいずれかが加算されます。
- ※ 令和6年6月1日からは介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(利用実績の所定単位数に75/1000を乗じた分)、もしくは介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)(利用実績の所定単位数に71/1000を乗じた分)もしくは介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)(利用実績の所定単位数に54/1000を乗じた分)、もしくは介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(利用実績の所定単位数に44/1000を乗じた分)が加算されます。

- ※ 施設利用料に基本型老健として在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）もしくは在宅強化型老健として同加算（Ⅱ）５４円／日（１割負担）または１０７円／日（２割負担）または１６０円／日（３割負担）が加算される場合があります。
- ※ 介護関連データの収集、活用およびＰＤＣＡサイクルによる科学的介護を推進した場合、科学的介護推進体制加算（Ⅰ）４２円／月（１割負担）または８４円／月（２割負担）または１２６円／月（３割負担）、または科学的介護推進体制加算（Ⅱ）６３円／月（１割負担）または１２６円／月（２割負担）または１８９円／月（３割負担）が加算されます。
- ※ 外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備している場合、安全対策体制加算として入所時１回に限り２１円／月（１割負担）または４２円／月（２割負担）または６３円／月（３割負担）が加算されます。
- ※ 寝たきり予防・重度化予防のためのマネジメントを実施した場合、自立支援促進加算３１４円／月（１割負担）または６２７円／月（２割負担）または９４１円／月（３割負担）が加算されます。
- ※ 若年性認知症の診断を受けられた６５歳以下の入所者について、６５歳に達する前々日まで１２６円／日（１割負担）または２５１円／日（２割負担）または３７７円／日（３割負担）が加算される場合があります。
- ※ 入所者の状態に応じた口腔衛生管理を計画的に行った場合、口腔衛生管理加算（Ⅰ）９５円／月（１割負担）または１８９円／月（２割負担）または２８３円／月（３割負担）、情報を厚労省に提出しフィードバックを活用した場合、口腔衛生管理加算（Ⅱ）１１５円／月（１割負担）または２３０円／月（２割負担）または３４５円／月（３割負担）が加算されます。
- ※ 入所後に他医療機関へ入院し、退院後再入所された際、厚労大臣が定める特別食を提供する等入院先医療機関と栄養管理について連携をした場合、１回に限り再入所時栄養連携加算として２０９円／月（１割負担）または４１８円／月（２割負担）または６２７円／月（３割負担）を加算する場合があります。
- ※ 摂食機能障害を有し、医師等の指示により経口摂取の維持を個別に支援した場合、経口維持加算（Ⅰ）４１８円／月（１割負担）または８３６円／月（２割負担）または１，２５４円／月（３割負担）、もしくは経口維持加算（Ⅱ）１１５円／月（１割負担）または２３０円／月（２割負担）または３４５円／月（３割負担）を加算する場合があります。
- ※ 利用者の病状等に応じて、疾患治療のため医師の指示により食事が提供された場合、療養食加算として７円／回（１割負担）または１３円／回（２割負担）または１９円／回（３割負担）が加算されます。
- ※ 経口摂取への移行を個別に支援した場合、経口移行加算として３０円／日（１割負担）または５９円／日（２割負担）または８８円／日（３割負担）を算定する場合があります。
- ※ 入所の日から起算して３ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合、短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）として２０９円

／回(1割負担)または418円／回(2割負担)または627円／回(3割負担)、短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)として270円／回(1割負担)または540円／回(2割負担)または809円／回が加算される場合があります。

- ※ 入所中、自立支援・重度化防止に向けたリハビリマネジメントを実施し、かつ厚労省に情報提供しフィードバック情報を活用した場合、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算35円／月(1割負担)または69円／月(2割負担)または104円／月(3割負担)を算定する場合があります。
- ※ 多剤投与されて入所された場合、かかりつけ医と合意の上で減薬に向けた取り組みを行った場合、かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ) 74円／回(1割負担)または147円／月(2割負担)または220円／月(3割負担)が加算、また入所前の主治医と連携して薬剤評価・調整した場合、かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ) 147円／月(1割負担)または293円／月(2割負担)または739円／月(3割負担)が加算、当加算(Ⅰ)イまたは(Ⅰ)ロに加え厚生労働省へ情報を提出し、必要な情報を活用している場合、かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ) 251円／回(1割負担)または502円／回(2割負担)または753円／回(3割負担)が加算、また当加算(Ⅱ)を算定の上、退所時に入所時より1種類以上減薬されている場合かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ) 105円／回(1割負担)または209円／回(2割負担)または314円／回が算定される場合があります。
- ※ 居宅等において試行的に退所される場合、入所中最初に試行的な退所を行った月から3月の間に限り、月に1回を限度として試行的退所時指導加算418円／月(1割負担)または836円／月(2割負担)または1,254円／月(3割負担)が加算される場合があります。
- ※ 居宅等に退所が見込まれる場合にあって試行的に退所する場合に、ご利用者およびご家族へ退所後の療養上の指導を行った場合に418円／日(1割負担)または836円／日(2割負担)または1,254円／日(3割負担)が加算される場合があります。
- ※ 外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて379円／日(1割負担)または757円／日(2割負担)または1,135円／日(3割負担)の費用をご負担いただきます。(月6日を限度)
- ※ 退所時に調整等を行った場合下記の料金が加算される場合があります。
退所時情報提供加算(Ⅰ) 523円(1割負担)または1,045円(2割負担)または1,568円(3割負担)が加算される場合があります。
- ※ 入所前後に希望する居宅支援事業所と連携し退所後の介護サービスの利用方針および退所時に円滑に在宅生活に移行できるよう調整し厚労省に情報提供した場合、入所時の1回に限り入退所前連携加算(Ⅰ) 627円(1割負担)または1,254円(2割負担)または1,881円(3割負担)、または入退所前連携加算(Ⅱ) 418円(1割負担)または836円(2割負担)または1,254円(3割負担)が加算される場合があります。

- ※ 在宅復帰前に訪問看護事業所と連携をした場合、訪問看護指示加算 3 1 4 円(1 割負担)または 6 2 7 円(2 割負担)または 9 4 1 円(3 割負担)が加算される場合があります。
- ※ 入所中、病状が重篤化し、救命救急医療が必要となり、緊急的な治療管理としての投薬・検査・注射・処置等を行った場合、緊急時治療管理として 5 4 2 円(1 割負担)または 1, 0 8 3 円(2 割負担)または 1, 6 4 2 円(3 割負担)の費用をご負担いただく場合があります。
- ※ 入所中、肺炎・尿路感染症・蜂窩織炎・带状疱疹(抗ウィルス剤の点滴注射を必要とする場合)、慢性心不全の増悪の診断で投薬・検査・注射・処置等を行った場合、月 7 日を限度として所定疾患施設療養費(Ⅰ) 2 5 0 円/日(1 割負担)または 5 0 0 円/日(2 割負担)または 7 5 0 円/日(3 割負担)、もしくは 1 月 1 0 日を限度として所定疾患施設療養費(Ⅱ) 5 0 2 円/日(1 割負担)または 1, 0 0 4 円/日(2 割負担)または 1, 5 0 5 円/日(3 割負担)の費用をご負担いただく場合があります。
- ※ 入所者の褥瘡の予防および管理を計画的に行った場合、褥瘡マネジメント加算として 4 円/月(1 割負担)または 7 円/月(2 割負担)または 1 0 円/月(3 割負担)、または入所時褥瘡が発生するリスクがあるとされた場合にあって褥瘡の発生の予防が図られている場合、褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) 1 4 円/月(1 割負担)または 2 8 円/月(2 割負担)または 4 1 円/月(3 割負担)が加算される場合があります。
- ※ 排せつ状態の維持・改善を支援していく場合、排せつ支援加算(Ⅰ) 1 1 円/月(1 割負担)または 2 1 円/月(2 割負担)または 3 2 円/月(3 割負担)、排せつ状態の改善に応じ排せつ支援加算(Ⅱ) 1 6 円/月(1 割負担)または 3 2 円/月(2 割負担)または 4 8 円/月(3 割負担)、または排せつ支援加算(Ⅲ) 2 1 円/月(1 割負担)または 4 2 円/月(2 割負担)または 6 3 円/月(3 割負担)が加算されます。
- ※ 施設内で新興感染症の感染者が発生した場合に協力医療機関等と連携を行った場合に高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 1 1 円/月(1 割負担)または 2 1 円/月(2 割負担)または 3 2 円/月(3 割負担)、高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 6 円/月(1 割負担)または 1 1 円/月(2 割負担)または 1 6 円/月(3 割負担)が算定されます。
- ※ 介護ロボットや ICT 等の導入後のテクノロジー活用を支援するため生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともにデータを厚生労働省へ提出した場合に生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 1 0 5 円/月(1 割負担)または 2 0 9 円/月(2 割負担)または 3 1 4 円/月(3 割負担)、生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 1 1 円/月(1 割負担)または 2 1 円/月(2 割負担)または 3 2 円/月(3 割負担)が算定されます。
- ※ 管理栄養士が退所先の医療機関に対して栄養管理に関する情報を提供した場合に退所時栄養情報連携加算 7 4 円/回(1 割負担)または 1 4 7 円/回(2 割負担)または 2 2 0 円/回(3 割負担)が加算されます。
- ※ 入所前から自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定および診療方針の決定を行った場合、入所前後訪問指導加算(Ⅰ) 4 7 1

円/回(1割負担)または941円/回(2割負担)または1411円(3割負担)、さらに退所後の切れ目ない支援計画を策定した場合に入所前後訪問指導加算(Ⅱ)502円/回(1割負担)または1004円/回(2割負担)または1505円/回(3割負担)が算定されます。

(2) その他の料金

① 食費(日額) 1,550円

(ただし、市町村にて負担限度額認定を受けている場合、当該認定証を施設にご提示後の当月または翌月より、認定内容に従った食費を適用いたします)

② 居住費(日額)

- ・ 従来型個室 600円
- ・ 多床室 600円

(ただし、市町村にて負担限度額認定を受けている場合、当該認定証を施設にご提示後の当月または翌月より、認定内容に従った居住費を適用いたします。)

※ 上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、別紙資料(利用者負担説明書)をご覧ください。

③ 理美容代(ご希望の場合のみ)

カット	2,000円/回
カット+顔そり	2,600円/回
毛染め	4,300円/回
パーマ	6,500円/回

④ 日用品費/1日 200円

石鹸・シャンプー・ティッシュペーパー・バスタオル・おしぼり・清拭等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にご負担いただきます。

⑤ 教養娯楽費/1日 150円

各種クラブ活動や行事・レクリエーション等で使用する材料等(折り紙・画用紙・粘土等の材料や風船・輪投げ等運動の為の遊具類、他)や、音楽・ビデオソフト等の費用であり施設で用意するものをご利用いただく場合にご負担いただきます。

⑥ 行事費等 実 費

小旅行や観劇等の費用や講師を招いての料理教室等の費用、その他行事で個別に参加された場合にお支払いいただきます。

⑦ 健康管理等 実 費

インフルエンザワクチン予防接種等を本施設で接種を実施の場合にお支払いいただきます。

その他、他施設転所等の申請書類のうち、健康診断に係る費用について。

⑧ 文章料/1通 1,100円

診断書、官公庁申請関連書類等

※ 私物のお洗濯物はご家族様でお洗濯をお願いしております。

お洗濯が困難な場合は外部洗濯業者への委託となりますが、別途費用が生

じます。ご利用ご希望の場合は支援相談員へお申し出ください。

10. お支払いについて

- ご利用者及び身元引受人は連帯して本施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、ご利用実績に基づく利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及びご利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 連帯保証人は、本施設に対し、ご利用者が本契約上負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で連帯して保証します。連帯保証人から当施設に対してご利用料の問い合わせがあった場合には、適切に情報を提供いたします。ご利用者が期限の利益を喪失したときは、本施設は2ヶ月以内に連帯保証人へ通知します。
- ご利用月の翌月20日以降に請求書を発行いたします。請求月の翌月末までにお支払い下さい。お支払い後、領収書を発行いたします。
- お支払方法は、原則「自動引落」をお願いいたしております。
 - 所定の口座振込依頼書に記入・捺印の上、施設へご提出願います。
 - 翌月または翌々月より自動引落が開始となります。
 - 自動引落開始されるまでは、お手数ですが“施設窓口にて現金支払い”または“所定の口座へお振込み”をお願いいたします（ご要望の場合は、施設までお問合せ下さい）
 - 口座振替登録未完了、預金残高不足等により口座振替ができなかった場合は、翌月以降に合計して振替となります。

社会福祉法人
enjukai
天寿会

利用料負担説明書

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、所得に応じて介護保険の給付にかかる 1 割または 2 割の自己負担分と介護保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費や日常生活で通常必要となるものに係る費用および各種クラブ活動や各種レクリエーション・行事等で使用する材料費、理美容代、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等）がごさいます。

介護保険の保険給付の対象となるサービスは、利用を希望されるサービス（入所・(介護予防)短期入所療養介護・(介護予防)通所リハビリテーション）により異なります。また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域(地域加算)や配置する職員の数、個別のリハビリ実施状況や健康管理など、利用料も各施設ごとに設定が異なります。当施設の利用料につきましては、「別紙 2」または「ご利用料金のご案内」をご参照ください。

介護保険には施設サービスと居宅サービスに分類されます。それぞれに利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけます。

居宅サービスに分類される(介護予防)短期入所療養介護・(介護予防)通所リハビリテーションは、利用に際し、居宅支援サービス計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、原則として保険給付を受けることができません。また、送迎・入浴といった希望される加算対象のサービスは、居宅支援サービス計画に記載がないと原則保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス計画に記載されているか確認または担当介護支援専門員へご相談ください。

居宅支援サービス計画は、利用者ご本人が作成することもできますが、居宅介護支援事業所（居宅支援サービス計画を作成する専門機関）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者へご相談ください。